

平成30年2月定例会

請願・陳情參考資料

(平成30年2月26日)

生活環境部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																																																							
30年-2 (H30. 2. 15)	生活環境	架空請求被害に係る対策の強化について 倉吉市 個人	<p>【県内の現状】</p> <p>○ 県警の調べでは、昨年1年間の架空請求に係る被害認知件数は前年比で約6倍、被害額は約2倍となっている。</p> <p>また、昨年3月頃から、「身に覚えのないSMSまたはハガキが届いた」「コンビニで電子ギフトを買い、ギフトの番号を伝えてしまった」など架空請求に関する消費生活センターへの相談が急増している。</p> <table border="1" data-bbox="1081 627 2022 1054"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">被害認知件数 (件)</th> <th colspan="3">被害額 (万円)</th> <th colspan="2">消費生活相談 件数 (件)</th> </tr> <tr> <th>H28年</th> <th>H29年</th> <th>H30年 1月末</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> <th>H30年 1月末</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度 12月16日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振り込み詐欺</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オレオレ詐欺</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2,208</td> <td>1,501</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>架空請求</td> <td>8</td> <td>48</td> <td>4</td> <td>3,937</td> <td>7,345</td> <td>102</td> <td>278</td> <td>809</td> </tr> <tr> <td>融資保証金詐欺</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>266</td> <td>302</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>還付金詐欺</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>525</td> <td>701</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> <td>68</td> <td>6</td> <td>6,704</td> <td>9,813</td> <td>404</td> <td>283</td> <td>812</td> </tr> </tbody> </table> <p>【国の取組状況】</p> <p>○ 消費者庁では、一般国民に向け、随時、被害実態を公表し、被害の未然防止・拡大防止を図っている。</p> <p>【県内の取組状況】</p> <p>○ 県警では、特殊詐欺被害防止アドバイザー（警察OB・4名）を継続的に配置し、年金受給日のATM重点巡回や窓口職員へのロールプレイング訓練実施など、金融機関やコンビニエンスストアなど水際の被害防止対策を行っている。</p>		被害認知件数 (件)			被害額 (万円)			消費生活相談 件数 (件)		H28年	H29年	H30年 1月末	H28年	H29年	H30年 1月末	H28年度	H29年度 12月16日現在	振り込み詐欺									オレオレ詐欺	6	10	1	2,208	1,501	0	1	3	架空請求	8	48	4	3,937	7,345	102	278	809	融資保証金詐欺	1	2	1	34	266	302	0	0	還付金詐欺	8	8	0	525	701	0	4	0	計	23	68	6	6,704	9,813	404	283	812
	被害認知件数 (件)				被害額 (万円)			消費生活相談 件数 (件)																																																																		
	H28年	H29年	H30年 1月末	H28年	H29年	H30年 1月末	H28年度	H29年度 12月16日現在																																																																		
振り込み詐欺																																																																										
オレオレ詐欺	6	10	1	2,208	1,501	0	1	3																																																																		
架空請求	8	48	4	3,937	7,345	102	278	809																																																																		
融資保証金詐欺	1	2	1	34	266	302	0	0																																																																		
還付金詐欺	8	8	0	525	701	0	4	0																																																																		
計	23	68	6	6,704	9,813	404	283	812																																																																		

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活センターでは、平成28年度から、「特殊詐欺被害ゼロ作戦」と銘打ち、国の交付金を活用し、特殊詐欺撲滅リーダーによる出前講座等を実施するとともに、特殊詐欺撲滅モデル地区の取組とその成果をとりまとめ、市町村や関係団体等による活用を促している。 ○ また、新聞、ラジオ、各種広報紙や公開講座等により、広く一般消費者向けに特殊詐欺被害防止策等の普及啓発を行っている。（新聞4回、ラジオ3回、県広報誌等4回等） ○ 更に、相談者に対しては、「相手に連絡を取らず無視すること」「電子ギフトを買わないこと、仮に買ったとしてもギフトの番号を教えないこと」等、状況に応じた具体的な助言を行っている。 ○ 「特殊詐欺被害ゼロ」に向けて、引き続き、県警等関係機関との連携を一層密にするとともに、平成30年度は以下の取組を検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワークを活用し、特殊詐欺被害防止のための「見守り力」向上を図るとともに、被害に遭わないための対策を浸透させる。 ・県内の商業施設等を会場に、幅広い世代に特殊詐欺被害防止の啓発を行う。
--	--	--	--

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-3 (H30.2.15)	生活環境	<p>電子商取引における景品表示法等の適用に係る消費者・事業者への注意喚起及び消費者庁等関係機関への意見書の提出について</p> <p>倉吉市 個人</p>	<p>【景品表示法による規制の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景品類（顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品等）は、「不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法という）」で規制されており、景品類の最高額は以下のとおり定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限の運用基準」 <ul style="list-style-type: none"> くじその他偶然性を利用して景品の提供の相手方又は提供する景品類の価額を定めるような懸賞の場合、景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額（当該金額が10万円を超える場合にあっては、10万円）を超えてはならない。 ○ ただし、陳情で言及されている「年賀スタンプ」のように、商品購入者ではなく、第三者（購入者からスタンプを送付された者）に利益が提供される事例については、同運用基準においてもその取扱いが明確に示されていない。 ○ なお、「年賀スタンプ」に類するものとして、例えば、お歳暮の中に抽選券や景品が入っているような場合、景品提供者（事業者）と景品受領者との間に取引が行われておらず、この景品は取引に「付随している」とは言い難いことから、消費者庁も、一般論として景品類に該当しないとしている。（以下の定義告示運用基準「④取引に付随して」に当たらない。） <ul style="list-style-type: none"> 「定義告示運用基準」 <ul style="list-style-type: none"> ある行為が景品類の提供に該当するための要件を5項目（①「顧客を誘引するための手段として」、②「事業者」、③「自己の供給する商品又は役務の取引」、④「取引に付随して」⑤「物品、金銭その他の経済上の利益」）に分類して、景品表示法で規制するものか否かの考え方が示されており、要件に該当する場合は景品表示法で規制する「景品類」として扱うものとなる。

○ また、各種事業者団体においても、消費者庁の認定を受け、景品類に関する自主的ルール（公正競争規約）を策定している。

（食品関係 11 規約、酒類関係 7 規約、その他 19 規約 計 37 規約）

○ 基準に定められた最高額を超える景品類の提供が認められた場合、国や県等により行政指導、措置命令等が講じられる。

【景品類に関する行政処分等の状況】

○ 消費者庁及び本県における景品類に関する行政処分等の状況は以下のとおりである。

年度	消費者庁		鳥取県	
	措置命令	行政指導	措置命令	行政指導
平成 27 年度	0	28	0	0
平成 28 年度	0	11	0	0
平成 29 年度 (1 月末現在)	0	未集計 (今年 7 月頃公表)	0	0

○ また、県消費生活センターには、電子商取引に関するものも含め、景品類に関する苦情等の相談は入っていない。

（参考：事業者、消費者への普及啓発状況）

県では毎年度、食肉公正取引協議会、家電公正取引協議会、観光みやげ品公正取引協議会、飲用牛乳公正取引協議会との意見交換や、消費者との合同による家電量販店での表示状況確認を実施するとともに、意見交換会の場を活用し、景品表示法の説明（主に不当表示について）を行っている。